

男鹿市企業管理規程第1号

男鹿市加茂地区ガス供給条例附則第4項の期間を定める規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和8年3月23日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市加茂地区ガス供給条例附則第4項の期間を定める規程の一部を改正する規程

男鹿市加茂地区ガス供給条例附則第4項の期間を定める規程（令和5年企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
男鹿市加茂地区ガス供給条例（平成17年男鹿市条例第19号）附則第4項の規程で定める期間は、 <u>令和8年5月から令和8年7月</u> までとする。	男鹿市加茂地区ガス供給条例（平成17年男鹿市条例第19号）附則第4項の規程で定める期間は、 <u>令和7年5月から令和7年7月</u> までとする。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。